

平成30年10月  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
血液対策課

## 平成31年度の献血の推進に関する計画（案）について（概要）

### 1. 趣旨

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。

今般、平成31年度の献血推進計画を定めるもの。

### 2. 内容

○ 法第10条第2項に基づき、献血推進計画は次に掲げる事項について定めることとされている。

- 第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
- 第2 当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項
- 第3 その他献血の推進に関する重要事項

○ 上記の事項について、平成29年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、平成31年度の献血推進計画を定める。なお、平成30年度の献血推進計画からの主な変更点は以下のとおり。

- ・ 全体を通じて項目（別添参照）及び重複記載等を整理
- ・ 第2の事項において、採血事業者による献血者の利便性向上のための取組について具体的な内容を追加
- ・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の改正を踏まえ、第3の事項に「献血者の意思を尊重した採血の実施」を新設

### 3. 根拠法令 法第10条第1項

### 4. 告示日等

- 告示日：平成31年3月下旬（予定）
- 適用期日：平成31年4月1日（予定）

(参考)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（抄）

(基本方針)

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二 血液製剤(用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。)についての中期的な需給の見通し

三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四 献血の推進に関する事項

五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

七 血液製剤の適正な使用に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二 前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の推進に関する重要事項

3 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

4 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画(次項において「都道府県献血推進計画」という。)を定めるものとする。

5 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

### 【平成31年度献血推進計画】

### 【平成30年度献血推進計画】

前文

第1 平成31年度に献血により確保すべき血液の目標量  
第2 第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血推進の実施体制と役割  
(国、都道府県、市町村、採血事業者等の実施体制と役割)

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施  
(イ) 企業等における献血への取組の推進  
(ウ) 複数回献血の推進

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成  
(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組  
(ウ) 献血セミナー等の実施  
(エ) 学校等における献血の普及啓発

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備  
イ 献血者の利便性の向上

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実  
(2) 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進  
(3) 採血基準の在り方の検討  
(4) まれな血液型の血液の確保  
(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

3 災害時等における献血の確保等

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

前文

第1 平成30年度に献血により確保すべき血液の目標量  
第2 第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血に関する普及啓発活動の実施  
(国、都道府県、市町村、採血事業者等の実施体制と役割)

①効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

ア 若年層を対象とした対策  
イ 幼少期の子供とその親を対象とした対策  
ウ 企業等における献血の推進対策  
エ 複数回献血者対策

②献血運動推進全国大会の開催等

③献血推進協議会の活用

④その他関係者による取組

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

①血液検査による健康管理サービスの充実  
②献血者の利便性の向上  
③血液製剤の安全性を向上するための対策の推進  
④採血基準の在り方の検討  
⑤まれな血液型の血液の確保  
⑥200ミリリットル全血採血の在り方について

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

3 災害時等における献血の確保等

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

:法定項目